

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年9月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900035号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1900014号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和23年12月31日から昭和24年1月2日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、訂正請求記録の対象者に係る事業所における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和2年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和23年12月31日から昭和24年7月31日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は年金記録訂正請求を行ったが、訂正は認められないと結果となった。しかし、私は、請求期間について、夫が勤務した事業所名は分からぬが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

前回、訂正請求記録の対象者が請求者として行った、昭和23年12月31日から昭和24年8月1日までの期間におけるB社に係る訂正請求については、i) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、同社は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、請求者は、請求期間に同社において、厚生年金保険に加入することができないこと、ii) 同社の事業を承継しているC社は、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答していること、iii) さらに、請求者は、請求期間当時の同僚4人を挙げているが、いずれも姓のみで名は記憶していない上、上記の被保険者名簿において、該当する姓の被保険者は、いずれも連絡先が不明であり、B社における厚生年金保険の加入状況について、

確認することができないことなどから、既に平成 28 年 2 月 19 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、今回、訂正請求記録の対象者の妻が請求者として、請求期間を昭和 23 年 12 月 31 日から昭和 24 年 7 月 31 日までとし、また、勤務した事業所名は分からないと請求内容を変更して再度訂正請求を行っている。

訂正請求記録の対象者は、A 事業所に在籍していたときに、他の会社に行けと言われ、その会社に行くことになったと記載した書面を社会保険事務所（当時）に提出していることから、同事業所に照会したところ、同事業所から提出された辞令原簿により、訂正請求記録の対象者は、同事業所において昭和 24 年 1 月 1 日に依願退職したと記録されており、同年 1 月 1 日まで勤務していたことが確認できることから、訂正請求記録の対象者の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和 23 年 12 月 31 日から昭和 24 年 1 月 2 日に訂正する必要がある。

一方、請求期間のうち、昭和 24 年 1 月 2 日から同年 7 月 31 日までの期間について、請求者は、訂正請求記録の対象者が勤務していた事業所の名称及び所在地が分からないと回答している。

また、A 事業所は、訂正請求記録の対象者の関連会社への転出に関する資料について、当時の資料は残っていないと回答している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 23 年 12 月 1 日から昭和 25 年 3 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 6 名について、喪失直後に新たに加入した厚生年金保険の適用事業所を調査したところ、そのうちの 4 名について事業所名が判明したことから、その各事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間のうち、昭和 24 年 1 月 2 日から同年 7 月 31 日までの期間に訂正請求記録の対象者の記載があるか目視したが確認できず、訂正請求記録の対象者が勤務していたとされる事業所を特定することができない。

さらに、請求期間のうち、昭和 24 年 1 月 2 日から同年 7 月 31 日までの期間について、請求者は訂正請求記録の対象者の給与明細書等を保管していないことから、当該期間における勤務事業所名及び勤務状況並びに厚生年金保険料控除を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、請求期間のうち、昭和 24 年 1 月 2 日から同年 7 月 31 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900024号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1900006号

第1 結論

平成10年4月から平成22年10月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月から平成22年10月まで

私は、平成10年3月末日で会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、請求期間について、国民年金保険料の免除申請手続を行っていたが、年金記録では、保険料の未納期間となっているので、調査の上、保険料の免除期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料の免除申請手続を行ったと主張しているが、請求期間の保険料の免除申請を行うためには、複数回の免除申請手続が必要となるところ、請求者は、免除申請手続を行った時期、場所、申請方法及び申請回数についての記憶が定かでない上、免除申請手続が行われた場合は、その承認又は却下について請求者に通知されることになっているにもかかわらず、当該通知書を受け取った覚えもないと陳述していることから、請求期間の保険料の免除申請手続の状況が不明である。

また、請求者が請求期間当時に住民登録していたA市を管轄するA年金事務所は、国民年金保険料の免除申請書(以下「免除申請書」という。)について、請求期間のうち、平成18年度以前のものは保存しておらず、平成19年度以降のものは保存しているが、請求者に係る免除申請書は確認できない旨回答している上、A市は、請求者は請求期間において保険料の免除申請手続を行っていない旨回答しており、同市から提出された請求者の国民年金の記録である国民年金システム「資格カード」によると、請求者の請求期間に係る免除申請書が受け付けられたことを示す記録は確認できない。

さらに、上記のとおり、請求期間において複数回の免除申請手続が必要となるにもかかわらず、その全てが記録されていなかったとは考え難い上、請求期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の管理について過誤

が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続を行っていたことを示す関連資料はなく、請求期間について、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。